

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成28年12月1日発行

平成28年 第5号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



》放置空き家の予防のススメ

平成26年に国が行った空家実態調査によると、空き家を取得した経緯は「相続した」が52.3%と最も多く、空き家の放置と相続は大きく関わりがあります。市では、現存する空き家の対応と併せ、新たな空き家の発生を抑制するため、空き家の活用を進めています。

1 登記を確認しましょう

相続登記が行われず、前所有者名義のままになっていることが多くあります。将来のトラブルを防ぐため、現在の所有者名義になっているかを確認し、きちんと登記を済ませておきましょう。

▶登記に関する無料電話相談

とき 毎月第1～3水曜日13時30分～16時30分、第4土曜日17時30分～20時30分

問い合わせ 三重県司法書士会(☎273-6300)

2 次の所有者を決めておきましょう

空き家が放置される要因として、所有者の死後、相続が適切に行われず、多数の相続人が生じるなどした結果、管理意識が乏しくなる、意思決定が困難になるといったことがあります。現所有者は住まいを次代へ適切に引き継いでいけるよう、次の所有者をあらかじめ決めておきましょう。

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3398 FAX229-3354

3 空き家を有効に活用しましょう

利用予定がない空き家は、不動産業者などを利用し、賃貸や売却などの利活用を考えましょう。

▶不動産に関する無料相談

問い合わせ 三重県宅地建物取引業協会
(☎227-5018)

4 空き家を壊すことも管理の一つです

倒壊の危険性が高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家は、取り壊しもご検討ください。



5 空き家を適切に管理しましょう

空き家の所有者は法的に管理責任があります。当面はそのままにする場合も適切な管理が必要です。自分で空き家を管理できない場合、空き家管理代行業者に依頼するのも、ひとつの方法です。

6 近所の空き家でお困りの人はご相談ください

空き家に関する相談は、環境保全課または各総合支所地域振興課で受け付けます。受け付けた相談は、速やかに現地を調査し、対応できる部署に引き継ぎ、助言、指導などを行います。

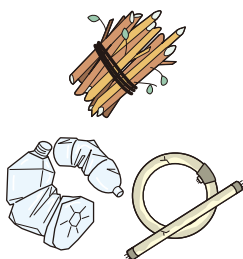


年末年始のごみの搬入

収集日に出せなかったごみや、一度に大量に出たごみは、右表のごみ処理施設へ直接搬入してください。12月29日(木)・30日(金)も搬入できます。年末年始は施設や周辺道路の混雑が予想されますので、十分注意して搬入してください。

搬入できる日時

月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時30分(12月31日～1月3日を除く) ※施設使用料など、詳しくは環境施設課(☎237-0671)へお問い合わせください。



ごみの種類	地域	搬入場所
燃やせるごみ	津 河芸 芸濃	西部クリーンセンター
	久居 一志 美里 白山 安濃 美杉 香良洲	クリーンセンター おおたか
燃やせないごみ、 容器包装プラスチック、 その他プラスチック、 金属、びん、 ペットボトル、 危険ごみ	全て	リサイクルセンター ※分別して搬入してください。